

青森県報

号外第四十二号

平成二十四年
六月十五日
(金曜日)

目 次

人事委員会

- 人事委員会規則七 二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則……………（職員 課）…
- 人事委員会規則七 一七〇（災害応急作業等手当）の一部を改正する規則……………（同）…

人事委員会

人事委員会規則七 二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月十五日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則

附則第二項第二号中「同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの」を「帰還困難区域に設定することとされた区域」に改め、同項第三号中「居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区

域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの」を「居住制限区域に設定することとされた区域」に改め、同項第四号を削る。

附則第三項第一号を次のように改める。

一 前項第一号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内に
おいて行うもの 四万円

附則第三項第七号を削り、同項第六号中「千円」を「六百六十円」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「五千円」を「三千三百円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「二千円」を「千三百三十円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「一万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）」を「六千六百円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「五千円」を「三千三百円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 前項第一号の作業のうち前号及び第四号に掲げるもの以外のものであつて、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会が認めるものに限る。）
二万円

三 前項第一号の作業のうち前二号及び次号に掲げるもの以外のもの 一万三千三百円

附則第四項中「前項第三号、第五号又は第七号」を「前項第五号又は第七号」に改める。

附則に次の四項を加える。

6 次に掲げる作業は、当分の間、条例附則第四項に規定する人事委員会の定める作業とする。

一 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（附則第二項各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

二 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（附則第二項各号及び前号に掲げるもの並びに本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

7 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分

に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号の作業のうち屋外において行うもの 六千六百円
- 二 前項第一号の作業のうち屋内において行うもの 千三百三十円
- 三 前項第二号の作業のうち屋外において行うもの 五千円
- 四 前項第二号の作業のうち屋内において行うもの 千円

8 前項第一号又は第三号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る災害応急警備等手当の額は、前項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

9 前三項の規定による手当を支給される警察職員に関する第七条の規定の適用については、同条中「第一条に規定する作業等（同条第五項、第六項及び第九項に規定する作業等を除く。）」とあるのは、「第一条に規定する作業等（同条第五項、第六項及び第九項に規定する作業等を除く。）」並びに附則第二項及び第六項に規定する作業等」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の人事委員会規則七 一七〇（警察職員の特殊勤務手当）（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十四年四月十六日からこの規則の施行の日の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であつて、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第三項第五号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第三項第一号から第三号まで又は附則第七項第一号に掲げる作業に該当することとなるもの）を行った場合を除く。）及び改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第三項第六号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第三項第一号から第五号まで若しくは第七号又は附則第七項第一号から第三号までに掲げる作業に該当することとなるもの）を行った場合を除く。）を行った場合についても適用する。

人事委員会規則七 一七〇（災害応急作業等手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月十五日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一七〇（災害応急作業等手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一七〇（災害応急作業等手当）の一部を次のように改正する。

附則第三項第二号中「同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの」を「帰還困難区域に設定することとされた区域」に改め、同項第三号中「居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの」を「居住制限区域に設定することとされた区域」に改め、同項第四号を削る。

附則第四項第一号を次のように改める。

一 前項第一号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）（内において行うもの） 四万円

附則第四項第七号を削り、同項第六号中「千円」を「六百六十円」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「五千円」を「三千三百円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「二千円」を「千三百三十円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「一万円（心身に著しい負担を与える」と人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）」を「六千六百円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「五千円」を「三千三百円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 前項第一号の作業のうち前号及び第四号に掲げるもの以外のものであつて、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会が認めるものに限る。）

二万円

三 前項第一号の作業のうち前二号及び次号に掲げるもの以外のもの 一万三千三百円

附則第五項中「前項第三号、第五号又は第七号」を「前項第五号又は第七号」に改

める。

附則に次の三項を加える。

6 次に掲げる作業は、当分の間、条例附則第三項に規定する人事委員会の定める作業とする。

一 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十二条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（附則第三項各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

二 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（附則第三項各号及び前号に掲げるもの並びに本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

7 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業のうち屋外において行うもの 六千六百円

二 前項第一号の作業のうち屋内において行うもの 千三百三十円

三 前項第二号の作業のうち屋外において行うもの 五千円

四 前項第二号の作業のうち屋内において行うもの 千円

8 前項第一号又は第三号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、前項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の人事委員会規則七 一七〇（災害応急作業等手当）（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十四年四月十六日からこの規則の施行の日の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域におい

て行った作業であつて、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第四項第五号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第四項第一号から第三号まで又は附則第七項第一号に掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）及び改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第四項第六号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第四項第一号から第五号まで若しくは第七号又は附則第七項第一号から第三号までに掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）を行つた場合についても適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭